

豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市感染症予防計画の進捗状況及び評価等（案）

資料3

項目（市）	施策目標（市）	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等	
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	1 感染症発生動向調査 ・ 感染症に関する情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で進めていくことが不可欠であるため、現場の医師等に感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら適切に進める。 ・ 法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討やデジタル化が進む中での迅速かつ効果的な情報を収集・分析する方策についての検討を推進する。	⇒ 感染症発生動向調査について、国の通知等の必要な情報は、医師会等を通じて、医療機関等に周知していたか。 ⇒ 最新の医学的知見を踏まえた 愛知県 感染症発生動向調査事業実施要綱について、内容の確認を行ったか。				
	2 関係各機関及び関係団体との連携 ・ 国、都道府県、市町村及び医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等との連携体制を、愛知県感染症対策連携協議会を通じて構築する。	⇒ 関係団体との連携を図るため、適時、愛知県感染症対策連携協議会に 参画 していたか。				
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	1 患者等発生後の対応 ・ 市は、感染症のまん延の防止のため、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行い、市民が自ら予防に努め、健康を守る努力を促す。（豊橋市） ・ 市は県が情報（新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に限る。）の公表に関し、市町村長に対し必要な協力を求めるときは、これに協力する。（豊橋市） ・ 特定の地域に感染症が集団発生した場合、まん延防止の観点から医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制を構築する。 ・ 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合に備え た県の、国や他の都道府県等との連携体制の構築に協力する。	⇒ 感染症発生動向調査等による情報の公表を行い、市民が自ら 予防に努めるよう促したか。（豊橋市） ⇒ 県から情報の公表に関し協力を求められたとき、協力したか。（豊橋市） ⇒ 特定の地域における感染症の集団発生時には、愛知県感染症対策連携協議会に 参加 するなど、専門職能団体、高齢者施設等関係団体、近隣の地方公共団体と連携できていたか。 ⇒ 広域的な感染症のまん延に備え、国や他の 自治体 と情報共有を行い、連携を図っていたか。				
	第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	1 市における取組 ・ 感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集するために電磁的方法により行うよう感染症指定医療機関等へ働きかけを行う。	⇒ 医療機関に対して、発生届の電磁的な方法による届出の推進を図ったか。			
	第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力向上の推進 ・ 市は、 広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、 愛知県 衛生研究所等と連携し、必要な検査を迅速に行うための体制を整備する。	⇒ 新興感染症に備え、 愛知県 衛生研究所等との連携を図っていたか。 【目標値あり：検査の実施能力】			
		2 衛生検査部門の対応 ・ 平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保を通じ、自らの試験検査能力の向上に努める。（一宮市を除く）	⇒ 市の衛生検査部門について、研修や訓練及び検査機器等物品の整備を図ったか。（一宮市を除く）			
3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築並びに関係団体等との連携 ・ 感染症の病原体等に関する検査情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を構築する。		⇒ 感染症サーベイランスに係る知識普及が行われていたか。 また、サーベイランスの分析結果を 市民 に対して分かりやすく提供していたか。				
第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	1 感染症の患者の移送のための体制の確保 ・ 市は県と連携し、 消防機関や民間事業者、高齢者施設等の関係団体等と連携し、移送患者の対象等に応じた役割分担を明確にする。 ・ 市は県と連携し、 新興感染症患者の移送について、移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託も含め検討し、移送に関する協定の締結や申し合わせを行う。 ・ 市は県と連携し、 平時から、関係者を含めた移送訓練等を定期的に計画し実施する。	⇒ 消防機関や民間事業者等と移送に関する協定や申し合わせを行っていたか。 ⇒ 移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託等を検討しているか。 ⇒ 移送訓練等を実施したか。				

項目（市）	施策目標（市）	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	1 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備 ・市は、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療に繋げることができるよう、医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託を活用しつつ、健康観察の体制を確保する。 ・市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるよう、民間事業者への委託を活用しつつ、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保する。 ・市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、ICTを積極的に活用する。（豊橋市）	⇒医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託を活用し、外出自粛対象者に対する健康観察ができる体制を確保していたか。 ⇒民間事業者への委託を活用し、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保していたか。 ⇒システムの導入や構築を検討したか。（豊橋市）			
第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 ・市は、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては人権を尊重する。 ・市は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成、各種研修の実施等の必要な施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスの充実に努める。	⇒感染症についての正しい知識の普及のため、適切に情報を公表していたか。 また、公表に際しては、人権に配慮していたか。 ⇒感染症患者に関する差別や偏見の排除のためパンフレット等の作成、各種研修の実施などにより、市民に周知していたか。			
第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 ・市は、感染症に関する専門性に対応した人材の育成及び資質の向上に資するため、国が行う研修等に職員を積極的に派遣し、又は自ら講習会等を実施することにより、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図る。 ・平時から、IHEAT 要員への実践的な訓練の実施やIHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備するなどIHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。 ・市は、感染症指定医療機関等と連携し、医療機関が実施する感染症に関する人材の養成に向けた取り組みを支援する。（豊橋市）	⇒国が行う研修等への職員の派遣、自ら講習会等を実施するなど、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図っていたか。 ⇒IHEAT 要員への実践的な訓練を実施していたか。 また、IHEAT 要員の人員等の確認を行っていたか。 【目標値あり：研修や訓練の実施】 ⇒医療従事者等の新興感染症の発生を想定した訓練の実施など、人材育成に取り組んだか。（豊橋市）			
第11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と県及び市町村相互間の連絡体制の確保を含む）	1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策 ・市は県が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ確かな対策が講じられるようにすることとする。	⇒感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認める場合に備えて、マニュアル等の整備などにより円滑な体制整備に努めたか。			
第12 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	1 施設内感染の防止 ・市は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者又は管理者に対し適切に提供する。 2 動物由来感染症対策 ・市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師に対し、法第13条第1項に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。）に基づき、保健所等と関係機関及び医師会、獣医師会等の関係団体と連携を図り、市民への情報提供を行う。 ・動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講ずる。	⇒病院、診療所、老人福祉施設等に対し、必要に応じて、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を提供していたか。 ⇒動物由来感染症について、感染症発生動向調査等を通じて発生状況を的確に把握し、市民に対して迅速に情報提供していたか。 ⇒動物由来感染症について、必要に応じて、ペット等の動物に関する施策を担当する部署と情報を共有していたか。			